

人事委員会年報

令和2年度

鳥取県人事委員会

目 次

第1部 人事委員会の組織と運営

第1章 人事委員会

一 人事委員会の設置	1
二 人事委員会の構成及び運営	1
三 人事委員会の権限	1
四 人事委員会の開催状況	2
五 人事委員会規則の制定・改廃	6
六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出	7

第2章 事務局

一 組織	8
二 事務分掌	8

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用

一 任用制度の概説	9
1 任用の意義、種類	9
2 任用の根本基準	9
3 採用の方法	9
二 採用試験等の状況	9
1 採用試験	9
2 昇任試験	18
3 選考による任用	18
三 育休任期付職員制度	19
四 任期付職員制度	19
五 任期付研究員制度	20
六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）	21
七 公益的法人等への職員派遣制度	21
八 臨時的任用	21

第2章 職員の給与

一 職員給与の実態	22
二 民間給与の実態	23
三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告	27
四 令和2年度支払監理の実施状況	30

第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一 概説	31
二 勤務時間、休日及び休暇	31
三 職務に専念する義務の特例	32
四 県費負担教職員の特別休暇の特例	32

第4章 職員の福祉及び利益の保護	
一 概説	33
二 厚生福利及び公務災害補償制度	33
三 勤務条件に関する措置要求	33
1 措置要求の意義	33
2 措置要求事案の取扱状況	33
四 不利益処分に関する審査請求	33
1 審査請求の意義	33
2 審査請求事案の取扱状況	33
五 職員からの苦情処理	34
1 苦情処理の意義	34
2 苦情申出事案の取扱状況	34
第5章 職員団体	
一 概説	35
二 職員団体の登録	35
1 登録の意義及び効果	35
2 登録職員団体	35
3 令和2年度の職員団体登録申請取扱件数	36
三 管理職員等の範囲の指定	36
第6章 労働基準監督	
一 概説	37
二 労働基準監督の職権行使の区分	37
1 人事委員会が職権を行使する機関	37
2 労働基準監督署長が職権を行使する機関	38
三 労働基準監督の職権の内容	38
1 労働基準法に基づく職権	38
2 労働安全衛生法に基づく職権	38
四 令和2年度の取組状況	39
1 労働基準監督事項の取扱状況	39
2 その他	40
五 令和2年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況	40
第7章 公平委員会の事務の受託	
一 概説	41
二 受託団体	41
1 町村	41
2 一部事務組合	42
3 広域連合	42
三 受託事務の内容	42
四 受託事務の取扱状況	43
1 措置要求事案の取扱状況	43
2 審査請求事案の取扱状況	43
3 苦情申出事案の取扱状況	43
4 職員団体の登録状況	43
5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について	44
6 管理職員等の範囲の指定の状況	44
人事委員会委員・事務局職員名簿	45

第1部 人事委員会の組織と運営

第1章 人事委員会

一 人事委員会の設置

昭和26年6月12日（地方公務員法第7条第1項、鳥取県人事委員会設置条例）

二 人事委員会の構成及び運営

（1）構成

3人の委員で組織する合議制の行政委員会である。（地方公務員法第9条の2第1項）

（2）委員の選任

議会の同意を得て、知事が選任する。（地方公務員法第9条の2第2項）

（3）委員の任期

4年（地方公務員法第9条の2第10項）

（4）委員長

委員のうちから選挙され、委員会を代表する。（地方公務員法第10条）

（5）議事

委員会は委員全員の出席によって開催し、議事は出席委員の過半数で決する。（地方公務員法第11条）

三 人事委員会の権限

地方公務員法の規定に基づき、次の事務を処理する。

- ・人事評価、給与、勤務時間、厚生福利制度等に関する研究及びその成果の議会、長、任命権者への提出
- ・職員に関する条例の制定・改廃についての議会及び長への意見の申し出
- ・人事行政の運営に関する任命権者への勧告
- ・給料表に関する議会及び長に対する報告及び勧告
- ・給与の支払いの監理
- ・競争試験又は選考の実施
- ・臨時的任用の承認
- ・職員団体の登録、登録の効力の停止及び取消し、解散の届出の受理
- ・登録職員団体の法人となる旨の届出の受理
- ・労働基準監督機関としての職権の行使
- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する審査請求の審査
- ・再就職した元職員の働きかけ規制違反に対する監視
- ・職員団体の登録の取消しに関する口頭審査
- ・法律又は条例に基づく事項に関する人事委員会規則の制定
- ・職員の苦情処理

四 人事委員会の開催状況

回	年 月 日	議 事
1	令和2.4.16	<p>議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 大学卒業程度）の実施について</p> <p>議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の実施について</p> <p>報告第1号 令和2年度給与勧告等に関する要求書について</p> <p>報告第2号 令和元年度事業場調査の結果について</p>
2	令和2.5.11	<p>議案第1号 人事委員会規則の一部改正について（公平委員会事務委託地方公共団体の管理職員等範囲規則関係）</p> <p>議案第2号 人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について（管理職手当関係）</p>
3	令和2.6.1	<p>議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について</p> <p>議案第2号 鳥取県警察官採用試験（令和3年4月採用予定 警察官A（2回目））の実施について</p> <p>議案第3号 鳥取県警察官採用試験（令和3年4月採用予定 警察官B（2回目））の実施について</p> <p>議案第4号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の実施について</p> <p>議案第5号 選考により採用する職に係る承認について（船舶乗組員）</p> <p>議案第6号 人事委員会定めの一部改正について（勤務時間関係）</p>
4	令和2.6.12	<p>議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について</p> <p>議案第2号 選考により採用する職の承認について（医療技術職）</p> <p>議案第3号 人事委員会規則の一部改正について（通勤手当関係）</p> <p>議案第4号 「2020年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について</p> <p>議案第5号 令和2年職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>議案第6号 昇給の特例に係る計画の承認について</p> <p>報告第1号 鳥取県職員採用試験及び鳥取県警察官採用試験の実施変更に係る専決処分の承認について</p>
5	令和2.7.9	<p>議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 大学卒業程度（事務・キャリア総合コース））の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 大学卒業程度（事務・キャリア総合コース以外））の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第3号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第4号 鳥取県警察官採用試験（令和3年4月採用予定 警察官A・B（1回目））の第1次試験合格者の決定について</p>

回	年 月 日	議 事
		議案第 5 号 選考により採用する職に係る承認について（知的障がい者） 議案第 6 号 人事委員会定めの制定について（特殊勤務手当関係）
6	令和2.7.31	議案第 1 号 鳥取県職員採用試験（令和 2 年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の第 1 次試験合格者の決定について 議案第 2 号 人事委員会規則等の一部改正について（職の設置関係）
7	令和2.8.25	議案第 1 号 鳥取県職員採用試験（令和 3 年 4 月採用予定 大学卒業程度（事務・キャリア総合コース））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第 2 号 鳥取県職員採用試験（令和 3 年 4 月採用予定 民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について 議案第 3 号 鳥取県職員採用試験（令和 2 年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第 4 号 選考により採用する職に係る承認について（文化財主事） 議案第 5 号 次世代育成支援対策に係る特定事業主行動計画の策定について 議案第 6 号 令和 2 年職種別民間給与実態調査における月例給の調査の実施に係る専決処分の承認について 議案第 7 号 宿直勤務の許可に係る専決処分の承認について 報告第 1 号 鳥取県職員採用試験（令和 3 年 4 月採用予定 大学卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について
8	令和2.9.4	議案第 1 号 鳥取県職員採用試験（令和 3 年 4 月採用予定 大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）以外））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第 2 号 鳥取県職員採用試験（令和 3 年 4 月採用予定 大学卒業程度（追加募集：社会福祉（福祉コース）））の実施について 議案第 3 号 鳥取県職員採用試験（令和 3 年 4 月採用予定 短大卒業程度（追加募集：司書））の実施について
9	令和2.9.18	鳥取県人事委員会委員長の選出及び委員長職務代理者の指定について 鳥取県人事委員会の会議出席者及び議事録作成者の指定について 報告第 1 号 鳥取県警察官採用試験（令和 3 年 4 月採用予定 警察官 A・B（1 回目））の採用候補者の決定について
10	令和2.10.5	議案第 1 号 鳥取県職員採用試験（令和 3 年 4 月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の第 1 次試験合格者の決定について 議案第 2 号 鳥取県警察官採用試験（令和 3 年 4 月採用予定 警察官 A（2 回目））の第 1 次試験合格者の決定について 議案第 3 号 鳥取県警察官採用試験（令和 3 年 4 月採用予定 警察官 B（2 回目））の第 1 次試験合格者の決定について 議案第 4 号 選考により採用する職に係る承認について（獣医師）

回	年 月 日	議 事
		議案第5号 選考により採用する職に係る承認について（医療技術職） 報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和2年度実施 氷河期世代チャレンジ 枠（警察行政））の採用候補者の決定について 報告第2号 令和2年度給与勧告等に関する要求書について
11	令和2.10.13	報告第1号 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について
12	令和2.10.20	報告第1号 職員からの苦情相談について（事案番号2年-2号）
13	令和2.10.30	議案第1号 「2020年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答に ついて 報告第1号 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について
14	令和2.11.2	議案第1号 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報 告について
15	令和2.11.12	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 高校卒業程度 、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の 確定について 議案第2号 人事委員会規則等の一部改正等について（勤務時間関係） 報告第1号 職員からの苦情相談について（事案番号2年-3号）
16	令和2.11.19	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 障がい者対象（ 身体、精神）・高校卒業程度）の第1次試験合格者の決定につ いて 議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 大学卒業程度（ 追加募集：社会福祉（福祉コース）））の第1次試験合格者の 決定について 議案第3号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 短大卒業程度（ 追加募集：司書））の第1次試験合格者の決定について 議案第4号 令和元年（審）第1号事案に係る裁決について
17	令和2.11.26	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について（期末勤勉手当関係） 議案第3号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 大学卒業程度 （追加募集：畜産））の実施について 議案第4号 選考により採用する職に係る承認について（医療技術職） 報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 高校卒業程度 （警察行政））の採用候補者の決定について
18	令和2.12.14	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 大学卒業程度 （追加募集：社会福祉（福祉コース）））の採用候補者の決 定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 短大卒業程度 （追加募集：司書））の採用候補者の決定及び採用候補者名 簿の確定について 議案第3号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 障がい者対象

回	年 月 日	議 事
		(身体、精神)・高校卒業程度)の採用候補者の決定について 議案第4号 選考により採用する職に係る承認について(船舶乗組員) 報告第1号 鳥取県警察官採用試験(令和3年4月採用予定 警察官A・B(2回目))の採用候補者の決定について
19	令和3.1.12	議案第1号 宿直勤務の許可に係る専決処分の承認について 報告第1号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 障がい者対象(警察行政)・高校卒業程度)の採用候補者の決定について
20	令和3.1.22	議案第1号 令和3年度鳥取県職員及び警察官採用試験の実施計画について
21	令和3.2.5	議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和4年4月採用予定 大学卒業程度(事務、警察行政))の実施について 議案第2号 鳥取県職員採用試験(令和4年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の実施について 議案第3号 鳥取県警察官採用試験(令和4年4月採用予定 警察官A・B(1回目))の実施について 議案第4号 職員の採用選考について 議案第5号 選考により採用する職に係る承認について(理学療法士)
22	令和3.2.15	議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 大学卒業程度(追加募集:畜産))の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について
23	令和3.2.26	議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について(組織改正関係(警察)) 議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について(勤務時間関係) 議案第3号 人事委員会定めの一部改正について(手当押印省略関係) 報告第1号 任期付職員制度の運用について(委員長通知)に基づく情報提供について
24	令和3.3.18	議案第1号 職員の採用選考について 議案第2号 職員の職務に専念する義務の免除の承認に係る専決処分の承認について 報告第1号 一般任期付職員の採用について 報告第2号 令和2年度事業場調査の結果について
25	令和3.3.26	議案第1号 職員の採用選考に係る専決処分の承認について 議案第2号 選考により採用する職に係る承認について(医療技術職) 議案第3号 人事委員会規則等の一部改正について(組織改正等関係)

五 人事委員会規則の制定・改廃

公布年月日	規則番号	規 則 名	概 要
令和2. 4. 24	7	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和2. 5. 12	8	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係町村等の行政組織の改正に伴う改正
令和2. 6. 16	9	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員が月の途中から派遣等となり、その翌月に復職等した場合について通勤手当を返納させないこととする改正
令和2. 7. 31	10	給料表の適用範囲に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和2. 11. 13	11	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、人の往来の多い年末年始における職員の感染リスクを下げるため、令和2年度限りの措置として、新たな特別休暇制度の創設に伴う改正
令和2. 11. 30	12	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正(勧告関係)
令和3. 3. 2	1	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	警察組織の改正に伴う改正
令和3. 3. 2	2	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	特別休暇(子の看護休暇)の見直しに伴う改正
令和3. 3. 31	3	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和3. 3. 31	4	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和3. 3. 31	5	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和3. 3. 31	6	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和3. 3. 31	7	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係町村等の行政組織の改正に伴う改正
令和3. 3. 31	8	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正

六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出

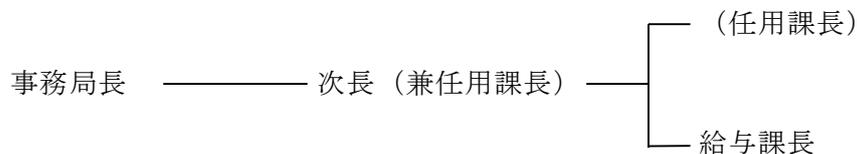
地方公務員法第5条第2項の規定により、令和2年度に議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

照会年月日	条 例 案 名	意見
回答年月日		
令和2年6月9日	・ 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
令和2年6月12日		
令和2年11月26日	・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	異議なし
令和2年11月26日		

第2章 事務局

一 組織（令和2年4月1日現在）

職員定数 11人 現員 12人



二 事務分掌

課名	事務分掌
任用課	1 任用、服務及び退職管理制度に関すること。 2 職員採用試験に関すること。 3 職員の分限及び懲戒に関すること。 4 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。 5 不利益処分に係る審査請求の審査に関すること。 6 職員からの苦情の処理に関すること。 7 公平委員会事務の受託事務に関すること。 8 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。 9 事務局の人事、予算、決算、経理に関すること。
給与課	1 給与制度に関すること。 2 給与の支払監理に関すること。 3 給与に関する報告並びに勧告及び意見に関すること。 4 職員給与及び民間給与の実態調査に関すること。 5 旅費に関すること。 6 職員の勤務時間及び休暇に関すること。 7 職員団体に関すること。 8 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用

一 任用制度の概説

1 任用の意義、種類

任用とは、特定の者を特定の職につけることで、採用、昇任、降任、転任の4種類がある。（地方公務員法第17条第1項）

2 任用の根本基準

- ① 全ての国民は、任用に際して、人種、信条、性別、社会的身分、門地、政治的意見等によって差別されてはならない。（地方公務員法第13条）
- ② 任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行われなければならない。（地方公務員法第15条）

3 採用の方法

競争試験及び選考の2種類がある。（地方公務員法第17条の2）

二 採用試験等の状況

1 採用試験

（1）令和2年度の特徴

- 大学卒業程度の事務（キャリア総合コース）の試験日程を他の大学卒業程度の職種より早めた。（新型コロナウイルスの影響により、第一次試験日以降の日程は例年どおりとなった。）
- 就職氷河期世代を対象とした採用試験を実施した。
- 警察行政の第二次試験の身体検査を廃止し、大学卒業程度においては、第一次試験における専門試験を廃止した。

			<u>土木</u> 基礎能力試験（択一式） 専門試験（択一式） 作文試験 適性検査	人物試験
県職員 （短卒程度）	公立学校栄養職員	35歳以下	教養試験（択一式） 専門試験（択一式） 作文試験 適性検査	人物試験
	<u>追加募集</u> 司書	35歳以下	教養試験（択一式） 専門試験（択一式） 作文試験 適性検査	人物試験
県職員 （高卒程度）	一般事務 土木 警察行政	18歳以上21歳以下	<u>警察行政以外</u> 教養試験（択一式） 専門試験（択一式） 作文試験 適性検査 ※専門試験は土木のみ	<u>警察行政以外</u> 人物試験
			<u>警察行政</u> 教養試験（択一式） 作文試験 適性検査	<u>警察行政</u> 人物試験
県職員 （障がい者 対象（身体、 精神））	一般事務 （身体障がい） 一般事務 （精神障がい）	18歳以上35歳以下	教養試験（択一式） 作文試験 適性検査	人物試験
	警察行政（身体障がい・精神障がい）	18歳以上35歳以下	教養試験（択一式） 作文試験 適性検査	人物試験
警察官 （警察官A）	<u>1回目</u> 男性 女性 男性：武道／柔道 男性：武道／剣道 サイバー犯罪捜査官 チャレンジコース	<u>サイバー犯罪捜査官以外</u> 35歳以下 <u>サイバー犯罪捜査官</u> 38歳以下	<u>男性、女性</u> 教養試験（択一式） 適性検査 資格加点 <u>武道、サイバー犯罪捜査官</u> 教養試験（択一式） 適性検査 <u>チャレンジコース</u> 基礎能力試験（択一式） 適性検査	人物試験 論文試験 身体検査 体力検査 実技 専門試験 ※論文試験は自己推薦以外 ※実技は武道のみ ※専門試験はサイバー犯罪
	<u>2回目</u> 男性 女性 自己推薦			

			自己推薦 教養試験（択一式） アピール論文 適性検査	捜査官のみ
警察官 （警察官B）	男性 女性 チャレンジコース （1回目のみ）	18歳以上35歳以下	チャレンジコース以外 教養試験（択一式） 適性検査 資格加点 チャレンジコース 基礎能力試験（択一式） 適性検査	人物試験 作文試験 身体検査 体力検査

※受験資格について、職種により年齢要件以外に特定の資格や免許等の必要なものがある。
 ※（飛）は、飛び級・飛び入学による卒業見込者も受験可能なものについて記載している。
 ※第1次試験で実施した論（作）文試験及び適性検査は、第2次試験で評価・判定を行った。
 （一般事務（身体障がい、精神障がい）の作文試験は、第1次試験で評価。）

② 実施日程

試験の種類	職種	受付期間	第1次試験	第1次合格発表	第2次試験	採用候補者発表
県職員 （大卒程度）	事務 （キャリア総合コース）	3月6日 ～ 4月6日	6月21日	7月9日	8月3日 ～8日 （土日含む）	8月25日
	事務 （一般コース） （総合分野コース） 社会福祉 （福祉コース） （心理コース） （手話コース） 総合化学 （一般コース） （食品化学コース） 保健師 農業 林業 土木 獣医師 畜産 水産 建築 警察行政	4月30日 ～ 5月25日	6月28日	7月9日	警察行政以外 8月4日 ～30日 （土日含む） 警察行政 8月5日	警察行政以外 9月4日 警察行政 8月24日

	追加募集 社会福祉 (福祉コース)	9月18日 ～ 10月9日	11月1日	11月19日	12月4日	12月18日
	追加募集 畜産	12月9日 ～ 1月15日	1月31日	—	—	2月16日
県職員 (民間企業等 経験者対象)	事務 (新時代創造エキス パートコース) (一般コース)	4月30日 ～ 5月25日	6月28日	7月9日	8月1日	8月25日
県職員 (氷河期世代 チャレンジ枠)	事務 土木 警察行政	3月6日 ～ 4月6日	7月19日	7月31日	警察行政以外 8月16日 ～17日 (土日含む) 警察行政 9月4日	警察行政以外 8月25日 警察行政 9月18日
県職員 (短卒程度)	公立学校栄養職員	7月31日 ～ 8月17日	9月27日	10月7日	10月27日 ～ 10月30日	11月13日
	追加募集 司書	9月18日 ～ 10月9日	11月1日	11月19日	12月7日	12月18日
県職員 (高卒程度)	一般事務 土木 警察行政	7月31日 ～ 8月17日	9月27日	10月7日	警察行政以外 10月27日 ～ 10月30日 警察行政 10月30日	警察行政以外 11月13日 警察行政 11月19日
県職員 (障がい者 対象(身体、 精神))	一般事務 (身体障がい) 一般事務 (精神障がい)	9月4日 ～ 9月23日	11月1日	11月19日	12月3日	12月18日
	警察行政 (身体障がい・精 神障がい)	9月4日 ～ 9月23日	11月1日	11月19日	12月7日	12月24日

警察官 (警察官A)	1回目 男性 女性 男性:武道/柔道 男性:武道/剣道 サイバー犯罪捜査官 チャレンジコース	4月 3日 ～20日	6月21日	7月 9日	8月17日 ～19日	9月15日
	2回目 男性 女性 自己推薦	7月31日 ～ 8月31日	9月20日	10月 7日	11月 4日 ～ 6日	11月30日
警察官 (警察官B)	1回目 チャレンジコース	4月 3日 ～20日	6月21日	7月 9日	8月17日 ～19日	9月15日
	2回目 男性 女性	7月31日 ～ 8月31日	9月20日	10月 7日	11月 4日 ～ 6日	11月30日

③ 実施結果 ※採用予定者数は、採用候補者発表時点のもの。
 (ア) 県職員採用試験(大学卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)	
			男	女	計	男	女	計	男	女	計			
当初募集	事務 (一般コース)	25名程度	33名程度	85	46	131	56	33	89	17	16	33	2.7	29
	事務 (総合分野コース)	5名程度	5名程度	13	15	28	7	12	19	0	5	5	3.8	5
	事務 (キャリア総合コース)	20名程度	25名程度	244	130	374	137	79	216	10	15	25	8.6	16
	社会福祉 (福祉コース)	5名程度	4名程度	6	8	14	5	5	10	2	2	4	2.5	4
	社会福祉 (心理コース)	3名程度	3名程度	3	4	7	1	4	5	-	3	3	1.7	3
	社会福祉 (手話コース)	1名程度	1名程度	0	1	1	0	1	1	-	1	1	1.0	0
	総合化学 (一般コース)	1名程度	1名程度	5	2	7	4	2	6	0	1	1	6.0	1
	総合化学 (食品化学コース)	1名程度	2名程度	2	3	5	1	3	4	0	2	2	2.0	2
	保健師	2名程度	3名程度	1	8	9	0	5	5	0	3	3	1.7	3
	農業	8名程度	9名程度	19	7	26	12	5	17	7	2	9	1.9	9
	林業	2名程度	3名程度	10	1	11	5	1	6	3	0	3	2.0	3
	土木	8名程度	5名程度	8	2	10	7	2	9	3	2	5	1.8	5
	獣医師	4名程度	3名程度	1	4	5	1	3	4	1	2	3	1.3	2
	畜産	1名程度	0名程度	2	0	2	2	0	2	0	0	0	-	0
	水産	2名程度	3名程度	5	0	5	5	0	5	3	0	3	1.7	3
	建築	1名程度	1名程度	1	1	2	1	1	2	0	1	1	2.0	1
	警察行政	4名程度	8名程度	12	15	27	9	11	20	2	6	8	2.5	4
小計	93名程度	109名程度	417	247	664	253	167	420	48	61	109	3.9	90	
追加募集	社会福祉 (福祉コース)	1名程度	1名程度	8	5	13	3	4	7	0	1	1	7.0	1
	畜産	2名程度	1名程度	3	1	4	3	1	4	0	1	1	4.0	1
	小計	3名程度	2名程度	11	6	17	6	5	11	0	2	2	5.5	2
計	96名程度	111名程度	428	253	681	259	172	431	48	63	111	3.9	92	

(イ) 県職員採用試験(民間企業等経験者対象)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
事務 (新時代創造エキス パートコース)	3名程度	3名程度	62	13	75	44	9	53	3	0	3	17.7	3
事務 (一般コース)	1名程度	2名程度	53	24	77	32	16	48	0	2	2	24.0	2
計	4名程度	5名程度	115	37	152	76	25	101	3	2	5	20.2	5

(ウ) 県職員採用試験(氷河期世代チャレンジ枠)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申 込 者 数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採 用 候 補 者 数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
事務	4名程度	3名程度	333	160	493	195	106	301	2	1	3	100.3	3
土木	1名程度	2名程度	12	0	12	5	0	5	2	0	2	2.5	1
警察行政	2名程度	2名程度	56	42	98	28	29	57	0	2	2	28.5	2
計	7名程度	7名程度	401	202	603	228	135	363	4	3	7	51.9	6

(エ) 県職員採用試験(短大卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申 込 者 数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採 用 候 補 者 数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)	
			男	女	計	男	女	計	男	女	計			
当初募集	公立学校 栄養職員	3名程度	4名程度	0	13	13	0	12	12	0	4	4	3.0	3
		小計	3名程度	4名程度	0	13	13	0	12	12	0	4	4	3.0
追加募集	司書	1名程度	2名程度	12	23	35	8	17	25	0	2	2	12.5	2
		小計	1名程度	2名程度	12	23	35	8	17	25	0	2	2	12.5
計	4名程度	6名程度	12	36	48	8	29	37	0	6	6	6.2	5	

(オ) 県職員採用試験(高校卒業程度)

職 種	公告時採用 予定者数	採 用 予定者数	申 込 者 数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採 用 候 補 者 数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
一般事務	11名程度	19名程度	45	24	69	41	24	65	9	10	19	3.4	14
土木	1名程度	3名程度	6	0	6	6	0	6	3	0	3	2.0	3
警察行政	4名程度	5名程度	17	13	30	12	10	22	1	4	5	4.4	3
計	16名程度	27名程度	68	37	105	59	34	93	13	14	27	3.4	20

(カ) 県職員採用試験(障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申 込 者 数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採 用 候 補 者 数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
一般事務 (身体障がい)	1名程度	1名程度	3	2	5	3	1	4	1	0	1	4.0	1
一般事務 (精神障がい)	1名程度	1名程度	6	3	9	3	3	6	0	1	1	6.0	1
警察行政 (身体障がい・ 精神障がい)	1名程度	0名程度	1	0	1	1	0	1	0	0	0	-	-
計	3名程度	2名程度	10	5	15	7	4	11	1	1	2	5.5	2

(キ)警察官採用試験(警察官A)

試験区分		実施決定時 採用予定者数	採用 予定者数	申込者数 (人)	第1次受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
1 回 目	男性	11名程度	13名程度	69	39	13	3.0	10
	女性	5名程度	7名程度	23	14	7	2.0	2
	男性 (武道/柔道)	1名程度	2名程度	2	2	2	1.0	2
	男性 (武道/剣道)	1名程度	0名程度	1	1	0	-	0
	サイバー犯 罪捜査官	1名程度	0名程度	0 (0)	-	-	-	-
	チャレンジ コース	7名程度	4名程度	10 (3)	7 (2)	4 (1)	1.8	4 (1)
	小計	26名程度	26名程度	105	63	26	2.4	18
2 回 目	男性	2名程度	2名程度	28	12	2	6.0	2
	女性	1名程度	1名程度	5	2	1	2.0	1
	自己推薦	1名程度	1名程度	6 (1)	3 (1)	1 (1)	3.0	1 (1)
	小計	4名程度	4名程度	39	17	4	4.3	4
計		30名程度	30名程度	144	80	30	2.7	22

※サイバー犯罪捜査官、チャレンジコース、自己推薦の()は女性の内数。

(ク)警察官採用試験(警察官B)

試験区分		実施決定時 採用予定者数	採用 予定者数	申込者数 (人)	第1次受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
1 回 目	チャレンジ コース	5名程度	3名程度	68 (11)	49 (8)	3 (0)	16.3	0 (0)
	小計	5名程度	3名程度	68	49	3	16.3	0
2 回 目	男性	15名程度	17名程度	71	59	17	3.5	17
	女性	6名程度	8名程度	21	17	8	2.1	6
	小計	21名程度	25名程度	92	76	25	3.0	23
計		26名程度	28名程度	160	125	28	4.5	23

※チャレンジコースの()は女性の内数。

2 昇任試験

(1) 昇任試験の実施状況

昇任試験は現在、警察官についてのみ実施しているが、昭和41年度までは吏員昇任試験についても実施していた。

なお、警察官の昇任試験は、人事委員会規則により、その権限を警察本部長に委任しているが、その実施計画は警察本部長から人事委員会に協議することとしている。

(2) 令和2年度の実施状況

(単位：人)

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
課長補佐(警部)	186	185	15	12.3
係長(警部補)	103	97	26	3.7
主任(巡査部長)	110	110	33	3.3
計	399	392	74	5.3

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第4条

3 選考による任用

(1) 選考により採用する職

選考により採用する職については、平成14年度の見直しにおいて、地方公務員法第17条第3項ただし書き(当時)による承認をあらかじめ行った職と、任命権者からの申請により個別に承認する職に区分することとしたが、平成18年度にこれを見直し、任命権者からの申請により個別に承認する職を「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」と「競争試験により難い場合に個別に人事委員会の承認を要する職」に細分することとした。これに伴い、競争試験を行っても応募者が少ない等の事情のある職種については、選考職種として見直すとともに、資格免許制度の変遷を反映させる等、任用の実際に合わせた整理を行った。

人事委員会があらかじめ承認した職としては、平成24年度に他の地方公共団体から派遣される者(市町村職員等)、民間企業等経験者及び身体障がい者をもって補充しようとする職を、平成28年度に精神障がい者をもって補充しようとする職を追加した。

あらかじめ人事委員会の承認を要する職としては、平成25年度に、「競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職」を新設し、警察官経験者をもって補充しようとする職を選考により採用する職に追加し、平成30年度に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項による任期付職員を選考により採用する職に追加した。

また、「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」として、平成19年度に「臨床心理士」「視能訓練士」の職を、平成20年度に「診療情報管理士」の職を、平成22年度に「生態系環境技術」の職を、平成23年度に「原子力技術」の職を、平成25年度に「水産種苗生産技術」の職を、平成26年度に「弁護士」「病院薬剤師」の職を、平成27年度に「公文書館の専門員」の職を、平成28年度に「知的障がい者をもって補充しようとする職」、「育種・飼養技術」の職を追加し、平成21年度には「文化財主事」の職を「競争によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」から移管した。

なお、地方公務員法の一部改正に伴い平成28年度から昇任のための競争試験又は選考は、原則、人事委員会から任命権者の権限となった(引き続き行われる昇任試験(公安職のうち課長補佐及び同相当職以下への昇任)に係るものを除く。)

① 人事委員会があらかじめ承認した職

係長相当職以上の職、医師の職、歯科医師の職、臨床工学技士の職、看護師の職、准看護師の職、武道指導員の職、犯罪鑑識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、航空機の操縦に従事する警察官の職、育休任期付職員、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員、他の地方公共団体から派遣される職員・民間企業等経験者・身体障がい者・精神障がい者をもって補充しようとする職 ほか

② 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ承認を要する職

心理療法師の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤師

- 師の職、公文書館の専門員の職、育種・飼養技術の職及び知的障がい者をもって補充しようとする職
- ③ 競争試験により難しい場合に、人事委員会が任命権者からの申請を審査し、個別に承認する職
保育士の職、薬剤師（病院薬剤師を除く）の職、栄養士の職、保健師の職、司書の職、獣医師の職、国際事務の職
- ④ 競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であつて、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職
(1)かつて国又は他の地方公共団体の警察官であつた者をもって補充しようとする警察官の職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの
(2)地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項の規定に基づき任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職
- ⑤ 単純な労務に従事する職員の職

(2) 選考による採用の状況（令和2年度中の選考の実施状況）

（単位：人）

任命権者	行政職職員		教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
	役付 職員	役付職員 以外の職						
知事	19	14	3	—	1	13	—	50
教育委員会	3	3	12	—	—	—	1	19
警察本部	1	7	—	19	—	—	—	27
企業局	1	—	—	—	—	—	—	1
病院局	—	2	—	—	—	132	—	134
県議会	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
計	24	26	15	19	1	145	1	231

三 育休任期付職員制度

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得しようとする職員の業務を配置換えその他の方法により部内で処理できない場合には、育児休業の期間を限度として任期を定めた採用を行うことができるものである。

平成19年度には法律の改正に伴い、新たに導入された育児短時間勤務を行おうとする職員の業務を処理するため、その期間を任期の限度として短時間勤務職員を任用することができることとなった。

(1) 育児休業任期付職員（任期：職員の育児休業の期間）

平成18年度に任用規則上制度化し、地公法第17条の2第1項に基づく選考職種の一つとした。技術系職種については登録試験により、また資格免許職については、資格等確認の上、合格者を「育休任期付職員登録簿」（3年間有効）に登録し、このうちから採用を行う。

(2) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（任期：職員の育児短時間勤務の期間）

平成19年度の制度導入にあわせ、地公法第17条の2第1項に基づく選考職種の一つとした。

四 任期付職員制度

地方行政の高度化・専門化が進む中で、公務内部で得られにくい高度の専門性を備えた人材や、一時的に専門的な知識を有する職員を必要とする場合に、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目的として、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことに伴い、平成14年度に設けられたものである。

平成16年度には法律の改正に伴い、新たに専門的な知識経験等以外の要件によっても一般職の職員の任期を定めた採用を行うことができることとなった。

1 職種及び対象

(1) 特定任期付職員（任期：5年以内）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合

(2) 一般任期付職員（任期：5年以内）

- ①専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ②専門的な知識経験の性質上、その専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合
- ③専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ④公務外の実務経験により得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務であるため、その最新の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 上記以外の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

- ①一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務に従事させる場合
- ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合

(4) 短時間勤務職員の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

短時間勤務職員を（3）の各業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等

2 令和2年度承認実績

区分	所属	職	任用予定期間	業務内容	承認年月日
一般任期付職員	総合療育センター	副院長	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	総合医療センターにおける小児障がい児医療全般に係る医療業務統括及び、医療関係職員の育成、マネジメント業務	R3. 3. 15

※承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第3項

五 任期付研究員制度

地方公共団体の試験研究機関において、専門知識を有する人材を受け入れ、研究活動の活性化を図ることを目的として「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成13年度に設けられたものである。

1 対象

(1) 招へい型研究員（任期：原則5年以内）

研究業績等により特に優れた研究者として認められている者を高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

(2) 若手育成型研究員（任期：原則3年以内）

独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の醸成に資する研究業務に従事させる場合

2 令和2年度承認実績

なし

六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の身分取扱いの明確化等を図るため、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」の施行に伴い、昭和 62 年度に条例化された制度である。

令和 2 年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

元年度末 派遣人数	2 年度中実績		2 年度末 派遣人数
	派 遣	復 帰	
4	0	4	0

※報告根拠：「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」
第 9 条第 2 項

七 公益的法人等への職員派遣制度

職員派遣の適正化及び手続きの透明化、職員の身分取扱いの明確化等を図るため「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い、平成 13 年度に条例化された制度である。

平成 21 年度以降は、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し施策推進を図るため人的援助が必要な公益的法人等への派遣（県職員の身分を有したまま派遣）のみとされた。

令和 2 年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

元年度末 派遣人数	左のうち元年度 中派遣期間終了 人数	2 年度中実績		2 年度末 派遣人数
		派 遣	復帰等	
47	21	17	16	43

※報告根拠：「鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第 9 条

八 臨時的任用

臨時的任用は、非常災害等の緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合に行うことができる。

令和 2 年度の任用実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

任 命 権 者	採 用	期 間 更 新	計
知事	2	0	2
教育委員会	408	405	813
警察本部	2	0	2
計	412	405	817

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第 5 条

第2章 職員の給与

一 職員給与の実態

給与制度検討の基礎資料を得るため、令和2年4月1日現在の職員の給与等の実態を調査した。

この調査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

(令和2年4月1日現在)

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経 験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	3,109	43.4	21.3	74.4	5.3	20.3	0.0	64.6	35.5
公安職給料表	1,232	37.2	16.4	52.2	3.3	44.6	0.0	89.0	11.0
教育職給料表(1)	1,663	46.7	23.9	95.1	2.5	2.4	—	55.3	44.7
教育職給料表(2)	3,484	43.9	21.0	99.0	1.0	0.0	—	47.6	52.4
研究職給料表	159	41.9	18.4	100.0	0.0	—	—	77.4	22.6
医療職給料表(1)	37	36.9	12.8	100.0	—	—	—	73.0	27.0
医療職給料表(2)	94	43.4	20.3	72.3	27.7	0.0	—	46.8	53.2
医療職給料表(3)	52	42.5	18.2	9.6	90.4	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	36	42.2	21.1	27.8	44.4	25.0	2.8	100.0	0.0
全給料表	9,866	43.3	20.9	83.8	3.7	12.5	0.0	59.9	40.1

(2) 平均給与月額

(令和2年4月分)

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	318,990 円	349,673 円
扶養手当	8,823	9,341
住居手当	5,785	5,227
地域手当	947	587
その他の手当	9,537	10,666
合計	344,082	375,494

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 再任用職員は、含まれない。

二 民間給与の実態

職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査した。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所235事業所のうち、無作為に抽出した144事業所である。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 産業別、事業所規模別調査事業所数

① 特別給の支給実績、給与改定の状況等について調査を実施した事業所

産業	規模 規模計	3,000人 以上	1,000人 ～ 2,999人	500人 ～ 999人	100人 ～ 499人	50人 ～ 99人
農 業 ・ 林 業	事業所 1	事業所 —	事業所 —	事業所 —	事業所 —	事業所 1
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 、 建 設 業	10	2	1	—	3	4
製 造 業	58	2	4	4	32	16
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	22	8	2	3	8	1
卸 売 ・ 小 売 業	6	—	—	—	5	1
金 融 ・ 保 険 業 、 不 動 産 業	4	1	1	1	1	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	20	4	4	—	9	3
合 計	122	17	12	8	59	26

(注) 上記調査事業所のほか、調査不能事業所が22事業所あった。

② 個人別給与の支給状況、初任給の支給状況等について調査を実施した事業所

産業	規模 規模計	3,000人 以上	1,000人 ～ 2,999人	500人 ～ 999人	100人 ～ 499人	50人 ～ 99人
農業・林業	事業所 1	事業所 —	事業所 —	事業所 —	事業所 —	事業所 1
漁業	1	—	—	—	1	—
鉱業、建設業	8	2	1	—	3	2
製造業	58	2	4	4	32	16
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	22	8	2	3	8	1
卸売・小売業	5	—	—	—	5	—
金融・保険業、不動産業	4	1	1	1	1	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	18	4	3	—	9	2
合計	117	17	11	8	59	22

(注) 上記調査事業所のほか、調査不能事業所が27事業所あった。

(2) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額		(A) - (B)
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	
支 店 長	人 11	歳 52.4	円 669,868	円 1,644	円 668,224
工 場 長	8	55.1	813,796	1,032	812,764
事 務 部 長	69	52.1	549,436	137	549,299
技 術 部 長	55	52.9	594,043	0	594,043
事 務 部 次 長	50	50.9	498,040	2,833	495,207
技 術 部 次 長	9	51.4	551,175	0	551,175
事 務 課 長	179	48.8	511,333	11,266	500,067
技 術 課 長	124	49.4	545,575	28,277	517,298
事 務 課 長 代 理	64	47.5	471,797	60,481	411,316
技 術 課 長 代 理	28	45.7	437,314	44,221	393,093
事 務 係 長	234	45.5	368,322	36,482	331,840
技 術 係 長	188	46.8	455,519	61,206	394,313
事 務 主 任	183	44.0	324,440	28,177	296,263
技 術 主 任	175	44.3	393,337	62,873	330,464
事 務 係 員	1,101	37.6	273,195	25,750	247,445
技 術 係 員	663	37.7	317,574	35,107	282,467

(注) 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に復元して算出した数値である。

(3) 学歴別初任給

職 種	学 歴	金 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	198,013 円
	短 大 卒	171,050 円
	高 校 卒	158,535 円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(4) 家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	8,598 円
配 偶 者 と 子 1 人	13,637 円
配 偶 者 と 子 2 人	18,446 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(5) 特別給の支給状況

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下 半 期	月分 2.09	月分 2.11	月分 1.97	月分 2.46
上 半 期	1.90	2.12	1.78	1.24
年 間 の 計	3.99	4.24	3.74	3.70

1 下半期は令和元年8月から令和2年1月まで、上半期は同年2月から同年7月までの期間である。

2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告

本委員会は、令和2年11月2日、地方公務員法第8条及び第26条の規定により、県議会議長及び知事に対し、報告及び勧告を行った。

I 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

1 給与決定の原則

地方公務員法第24条第2項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断基準を調査し、総合的に勘案する。

2 職員の給与を取り巻く状況

(1) 県内民間事業所従業員の給与の状況

- ・ 県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の235事業所から144事業所を無作為に抽出し、従業員の個人別給与を人事院等と共同で実地調査して、県職員と比較した。

<月例給・特別給（ボーナス）の公民比較>

区 分	県内民間(A)	県職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(令和2年4月分)	347,522円	347,685円	△163円(△0.05%)
特別給(令和元年8月～令和2年7月)	3.99月分	4.05月分	△0.06月分

(注) 月例給は、ラスパイレス方式による比較

(2) 国家公務員の給与の状況

- ・ 人事院においては公民較差に基づき、10月7日に特別給の引下げ勧告、10月28日に月例給の改定なしとする報告を行った。

<国公ラス（国=100）>

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
91.8	93.7	94.8	95.3	95.3	95.4

(3) 他の都道府県の職員の給与の状況

- ・ 他の地方公共団体においては、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。
- ・ 本年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況を見ると、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

(4) 生計費及びその他の事情

- ・ 勧告後の給与は、生計費を充足している。
- ・ 本県の状況をみると、景気の基調は、平成29年末頃から足踏みし、同30年夏以降は弱めの動きが続いている。足元では、雇用面の指標に弱めの動きが見られるものの、生産面などが押し上げ、基調としては、厳しい状況のなか、下げ止まりつつある。

3 勧告の考え方及び内容

(1) 給与の改定

ア 月例給（給料及び諸手当）

1の給与決定の原則に基づき、次のとおり判断した。

(ア) 考え方

- ・県職員の給与は県内民間事業所従業員の給与を0.05%上回っているものの、ほぼ均衡した水準となっていることから、改定を行わないことが適当である。

(イ) 内容

- ・月例給（給料及び諸手当）を据え置く。

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）

(ア) 考え方

- ・県職員の特別給は0.05月単位で改定を行ってきており、特別給の支給月数が県内民間事業所の支給月数を0.06月分上回っていたことから、民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き下げる必要がある。

(イ) 内容

- ・期末手当・勤勉手当の支給月数を0.05月分引下げることとし、4.05月分（現行）から4.00月分とする。
- ・国及び他の地方公共団体の期末手当・勤勉手当の支給月数等の状況並びに民間事業所の状況等を踏まえ、本県の期末手当の支給月数は国や県内市町村よりも少ないこと等を考慮し、支給月数の引下げ分は勤勉手当に配分。

（一般の職員の場合の支給月数）

年度	区分	6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.215月（支給済み）	1.215月
	勤勉手当	0.810月（支給済み）	0.760月（現行0.810月）
令和3年度	期末手当	1.215月	1.215月
	勤勉手当	0.785月	0.785月

II 人事管理に関する報告の概要

1 働き方改革と勤務環境の整備

- ・時間外勤務の状況について、上限規制を踏まえた各任命権者における時間外勤務縮減の取組が一定程度効果を発揮しているが、引き続き長時間労働是正のための取組が必要である。
- ・大規模災害への対処等のための特例業務について、上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合の任命権者による要因の整理・分析・検証の内容を把握し、必要な対応を検討していく。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応については、特定の所属・職員に負担が集中しないよう十分に配慮しながら、柔軟な人事管理を行っていく必要がある。
- ・教員について、在校等時間の上限時間を遵守するため持ち帰り業務の時間が増加することのないように留意する必要がある。
- ・活用が進むテレワークについて、官民を問わず課題が指摘されているところであり、特に管理職員には、部下職員の業務の遂行状況を的確に把握することが求められる。
- ・パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等が課されたことを踏

まえ、ハラスメントが潜在化しないよう実効性のある取組を行う必要がある。

2 高齢期の雇用問題

- ・引き続き国の動向を注視し、本県の実情及び人事管理の状況を十分考慮した上で、定年延長に向けての具体的な人事管理の在り方等を検討する必要がある。

3 人材の確保と活用

- ・人材確保を取り巻く環境は厳しさが続いており、本委員会としても、引き続き、任命権者と連携し人材確保のための取組に努めていく。
- ・職員の能力・実績を的確に評価し、公正に処遇に反映していくことが重要であることから、人事評価制度の運用状況を検証するとともに適切な運用に向けた取組を進める必要がある。
- ・障がいのある職員が無理なく安定的に働き続けられるよう、働きやすい職場環境づくりや障がい特性に応じた人事管理のための取組を引き続き進めていく必要がある。

Ⅲ 参考：給与条例の一部改正の概要

本委員会からの上記勧告を受けて、令和2年11月議会において、県給与条例等の改正が当該勧告どおりに行われた。

四 令和2年度支払監理の実施状況

任命権者	所 属 名	支払監理の主な目的
知事部局	中山間地域政策課 総合教育推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の事前申請等の状況の把握 ・勤務時間（開始時間・終了時間）の把握状況・方法の把握
教育委員会	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務命令・実績確認の状況の把握 ・時間外勤務の要因・縮減策の把握
警察本部	浜村警察署	ほか
計	4 所属	

第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一 概 説

職員の勤務時間、休暇等職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならないとされ、またその勤務条件は条例で定めることとされている（地方公務員法第24条第4項及び第5項）。

本県においては職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等により、それぞれの職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について規定している。

また、職員の服務のうち職務に専念する義務については、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないこととされている（地方公務員法第35条）が、このうち特別の定めとして職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）があり、この条例及びこの条例に基づく人事委員会規則により、職員（県費負担教職員を除く。）の職務に専念する義務を免除することができる場合を規定している。

二 勤務時間、休日及び休暇

以下のとおり、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」及び「県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則」並びに「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」、「県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」、「臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について」及び「臨時的任用職員の休暇について」を改正し、並びに「時間外勤務を命ずるに当たっての留意点について」を新設した。

項目	内容	施行期日	備考
子の看護休暇の対象年齢の引上げ	・子育て支援制度の更なる充実を図るため、子の看護休暇の対象となる看護する子の年齢を12歳から15歳に引き上げた。	令和2.4.1	規則の改正 定めの改正
子の看護休暇等の日数の取扱いを整理	・子の看護休暇及び短期介護休暇の対象となる子の人数が2人以上から1人となる場合の取扱いを定めた。	令和2.4.1	定めの改正
県費負担教職員に対する時間外勤務上限時間設定	・労働基準法の改正により平成31年度から時間外労働の上限規制が導入されたこと、文部科学省から公立学校の教師の勤務時間の上限が示されたこと等を踏まえ、県費負担教職員に対する時間外勤務命令の上限時間等を設定した（職員については、平成31年度に設定）。	令和2.4.1	規則の改正 定めの改正 定めの新設
職員の年次有給休暇の引継ぎの整理	・異なる任用形態となった場合の年次有給休暇の付与について、労働基準法における継続期間の考え方を踏まえた見直しを行った。	令和2.4.1	規則の改正 定めの改正
臨時的任用職員の休暇及び職務	・地方公務員法の改正に伴う臨時的任用の厳格化、同一労働同一賃金ガイドラインの趣旨を踏まえ、	令和2.4.1	規則の改正 定めの改正

に専念する義務の免除の取扱いの改正	臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除の制度を見直し、正職員と同じ休暇制度等とした。		
結婚休暇の取得可能期間の拡大	・結婚休暇の取得可能期間を拡大した。 (改正前) 結婚の日の5日前から結婚の日後1月を経過する日まで (改正後) 結婚の日の5日前から結婚の日後6月を経過する日まで	R2. 6. 1	定めの改正

三 職務に専念する義務の特例

職員について、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）に規定された事由以外の事由により、職務に専念する義務を免除しようとする場合は、任命権者は同規則第2条第14号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

令和2年度において本委員会が承認したものは次のとおりである。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
職員が第32回オリンピック競技大会（2020/東京）アーチェリー競技最終選考会に競技役員として参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	令和3.3.16
職員が令和2年度全国高等学校選抜自転車競技大会に競技役員として参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	令和3.3.16
職員が第51回世界選手権大会リカーブ部門最終選考会及び第17回世界ユース選手権大会リカーブ部門最終選考会に競技役員として参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	令和3.3.31
職員が第51回世界選手権大会コンパウンド部門最終選考会及び第17回世界ユース選手権大会コンパウンド・ジュニア部門最終選考会及びFISUワールドユニバーシティゲームズ（2021成都）に競技役員として参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	令和3.3.31

四 県費負担教職員の特別休暇の特例

県費負担教職員について、県費負担勤務時間規則に規定された事由以外の事由によって特別休暇を与えようとする場合は、教育委員会は同規則第15条第34号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。令和2年度承認事例なし。

第4章 職員の福祉及び利益の保護

一 概 説

地方公務員法は、職員の福祉及び利益の保護は適切であり、かつ、公正でなければならないとして、その根本基準を掲げている（地方公務員法第41条）。

そして、同法第42条以下に職員の福祉として厚生福利制度、公務災害補償制度を規定し、また職員の利益の保護、すなわち公平審査制度として勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求の制度を規定している。

二 厚生福利及び公務災害補償制度

この制度は、職員の生活を安定させ、職員が安んじて職務に専念することにより公務能率を増進させることを目的とするものであり、これには厚生制度、共済制度及び公務災害補償制度がある。

厚生制度は、職員の保健、元気回復等に関する制度であり、具体的な措置としては職員の健康診断、執務環境の改善、レクリエーション等の実施がこれに当たる（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員の疾病等に関し適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度である（地方公務員法第43条）。

また、公務災害補償制度は、職員が公務による災害を受けた場合の補償制度であり、その手続等は地方公務員災害補償法に定められている（地方公務員法第45条）。

三 勤務条件に関する措置要求

1 措置要求の意義

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、当局により適切な措置が講じられるよう人事委員会にその措置の要求をすることができ、これを受けて人事委員会は、この要求について審査し、判定を行い、その結果に基づいて必要な措置を執るべきこととされている（地方公務員法第46条～第48条）。

2 措置要求事案の取扱状況

令和2年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

四 不利益処分に関する審査請求

1 審査請求の意義

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分について人事委員会に審査請求を行うことができ、これを受けて人事委員会は、この審査請求について審査し、裁決を行い、必要がある場合には、是正措置を指示すべきものとされている（地方公務員法第49条の2～第51条の2）。

2 審査請求事案の取扱状況

令和2年度においては、前年度からの係属事案は1件、新規要求事案は0件、年度中の処理事案1件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

五 職員からの苦情処理

1 苦情処理の意義

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（地方公務員法第8条第1項第11号）。

2 苦情申出事案の取扱状況

令和2年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案5件、年度中の処理事案2件で、年度末の未処理事案は3件となっている。

令和2年度中処理事案

事案名	申出人 受付方法	申出の内容	処 理 結 果	受付年月日 処 理 年 月 日
令和2年 - 2号	A 電子メール	職場でのハラスメントに関する相談	人事企画課と調整の上対応	令和2年9月24日 令和2年10月16日
令和2年 - 3号	B 電話	特別休暇の取扱いに関する相談	申出人への助言	令和2年10月5日 令和2年11月6日

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

第5章 職員団体

一 概 説

職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体である（地方公務員法第52条第1項）。

本委員会は、地方公務員法等の規定に基づき、職員団体に関して次の事務を処理している。

- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定

二 職員団体の登録

1 登録の意義及び効果

登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たしている団体であることを公証する制度である（地方公務員法第53条）。

登録を受けるかどうかは当該団体の任意であるが、登録された職員団体には次の効力が与えられる。

- ① 職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に当局はその申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 人事委員会に申出をすることにより法人となることができること。
- ③ 職員団体の役員の在籍専従が認められること。

2 登録職員団体

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の別	登録年月日	法人格の有無
1	鳥取県職員労働組合	鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎内	単位団体	昭和 41.10.7	有
2	鳥取県高等学校 教職員組合	鳥取市大榎町7-1	単位団体	昭和 41.10.7	有
3	鳥取県教職員組合	鳥取市大榎町7-1	連合体	昭和 41.10.7	有

3 令和2年度の職員団体登録申請取扱件数

区 分		件 数
新 規 登 録		0 件
変 更 登 録	役員変更	2 件
	規約変更	1 件
合 計		3 件

三 管理職員等の範囲の指定

職員のうち管理職員等とその他の職員は、同一の職員団体を組織することはできず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

管理職員等の範囲については、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）を制定しており、県の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

公布年月日	規則番号	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の概要
令和3.3.31	6	組織改正に伴い、所要の改正を行った。

第6章 労働基準監督

一 概 説

地方公務員法第58条第3項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第5項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署（同法別表第1に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

二 労働基準監督の職権行使の区分

県の各機関のうち、労働基準監督の職権行使を行う区分は次のとおりである（地方公務員法第58条第5項、労働基準法別表第1）。

1 人事委員会が職権を行使する機関

（令和3年3月31日現在）

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機 関 の 名 称
第12号	教育・研究・調査	54	職員人材開発センター 衛生環境研究所 原子力環境センター 農業大学校 農業試験場 園芸試験場 畜産試験場 中小家畜試験場 林業試験場 看護専門学校 消防学校 埋蔵文化財センター むきばんだ史跡公園 産業人材育成センター 水産試験場 栽培漁業センター 教育センター 青年の家 少年自然の家 県立高等学校 盲学校（寄宿舎を除く） 聾学校 養護学校 高等特別支援学校（寄宿舎を除く。） 警察学校
別表第1以外	上記以外の機関	68	議会事務局 知事部局本庁（職員人材開発センター、衛生環境研究所、原子力環境センター、農業大学校を除く。） 東京本部 関西本部 名古屋代表部 東部地域振興事務所 消費生活センター 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 県立ハローワーク 取締船 消防防災航空センター 公文書館 総合事務所地域振興局・振興局・生活環境局・農林局 県税事務所 建築住宅事務所 工事検査事務所 福祉相談センター 児童相談所 婦人相談所 交通事故相談所 男女共同参画センター 農林事務所 鳥獣対策センター 病虫害防除所 境港水産事務所 教育委員会事務局本庁（教育センターを除く。） 教育局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 警察本部 警察署
合 計		122	

2 労働基準監督署長が職権を行使する機関

(令和3年3月31日現在)

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機関の名称
第1号	製造・加工	2	企業局東部事務所 企業局西部事務所
第3号	土木・建築	6	県土整備事務所及び総合事務所県土整備局 鳥取港湾事務所
第13号	保健衛生	16	総合事務所福祉保健局 喜多原学園 皆成学園 総合療育センター 鳥取療育園 中部療育園 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 家畜保健衛生所 寄宿舍 病院
別表以外	上記以外の機関	2	企業局本局 病院局総務課
合計		26	

三 労働基準監督の職権の内容

1 労働基準法に基づく職権

- ・貯蓄金の管理に係る協定の届出の受理（労働基準法第18条第2項）
- ・解雇制限・解雇予告除外認定（労働基準法第19条第2項及び第20条第3項）
- ・時間外労働・休日労働に関する協定の届出の受理（労働基準法第36条第1項）
- ・断続的勤務の許可（労働基準法第41条第3号）
- ・その他の業務

2 労働安全衛生法に基づく職権

- ・ボイラー、第一種圧力容器等の設置届の受理（労働安全衛生法第88条第1項、ボイラー及び圧力容器安全規則第10条）
- ・ボイラー、第一種圧力容器等の検査等（性能検査を除く。性能検査は登録性能検査機関が行う。）（労働安全衛生法第38条、ボイラー及び圧力容器安全規則第14条等）
- ・職員の健康診断結果報告の受理（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第52条）
- ・職員の死傷病報告の受理（労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条）
- ・産業医、衛生管理者等選任報告の受理（労働安全衛生法第12条第1項及び労働安全衛生規則第7条第2項等）
- ・その他の業務

四 令和2年度の取組状況

1 労働基準監督事項の取扱状況

項 目	処 理 件 数
時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届等の受理	54
解雇予告の除外認定	—
宿直又は日直勤務許可	2
貯蓄金管理に関する届の受理	—
総括安全衛生管理者等選任報告の受理	13
労働者死傷病報告の受理	6
ボイラー設置届の受理	—
落成検査	—
変更検査	—
使用再開検査	—
検査証の名義書換	—
使用廃止（検査証の返還）	—
取扱作業主任者選任報告の受理	—
小型ボイラー設置報告の受理	—
第一種圧力容器設置届の受理	—
落成検査	—
使用再開検査	—
使用廃止（検査証の返還）	—
アセチレン溶接装置設置届の受理	—
クレーン設置報告の受理	—
プレス機械設置報告の受理	—
有機溶剤設備設置届の受理	—
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	—
局所排気装置設備等特例許可	—
放射線装置等設置届の受理	—
一般健康診断結果報告（定期、特定業務従事者）の受理	40
特別健康診断結果報告（電離放射線、有機溶剤業務等）の受理	44
合 計	159

※ボイラー及び第一種圧力容器の各検査は、昭和51年度以降（社）日本ボイラ協会に委託して実施している。

2 その他

本委員会で毎年実施している事業場調査に併せて、労働基準法第36条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）を締結している県の機関54事業場に対して、協定に定める1年あたりの上限時間数の超過の有無及び休日勤務における勤務時間の超過の有無に関する調査（台帳調査）を実施した。

五 令和2年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況

事業所		区分	
名称	設置場所	ボイラー	第1種圧力容器
鳥取県林業試験場	鳥取市河原町稲常113	—	1基
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711-1	—	1基
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町由良宿2048	—	1基
鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	—	2基
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北3丁目250	—	2基
鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原7丁目13-4	1基	—
鳥取県交通総合センター	鳥取市千代水2-8	2基	—
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町赤松明間原312-1	1基	—
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-1	—	1基
鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	1基	2基
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町山川807-2	1基	—
合計	11事業所	6基	10基

第7章 公平委員会の事務の受託

一 概 説

地方公務員法第7条第4項の規定により公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会は県内の町村、一部事務組合及び広域連合の団体の公平委員会の事務を受託している。

二 受託団体

1 町 村

(令和3年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
岩美町	岩美郡岩美町浦富 675-1	昭和 29. 10. 1
若桜町	八頭郡若桜町若桜 801-5	昭和 40. 4. 1
智頭町	八頭郡智頭町智頭 2072-1	昭和 40. 4. 1
八頭町	八頭郡八頭町郡家 493	平成 17. 3. 31
三朝町	東伯郡三朝町大瀬 999-2	昭和 29. 10. 1
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町久留 19-1	平成 16. 10. 1
琴浦町	東伯郡琴浦町徳万 591-2	平成 16. 9. 1
北栄町	東伯郡北栄町由良宿 423-1	平成 17. 10. 1
日吉津村	西伯郡日吉津村日吉津 872-15	昭和 36. 1. 10
大山町	西伯郡大山町御来屋 328	平成 17. 3. 28
南部町	西伯郡南部町法勝寺 377-1	平成 16. 10. 1
伯耆町	西伯郡伯耆町吉長 37-3	平成 17. 1. 1
日南町	日野郡日南町霞 800	昭和 40. 8. 1
日野町	日野郡日野町根雨 101	昭和 40. 8. 1
江府町	日野郡江府町江尾 1717-1	昭和 40. 8. 1
合 計	15 団 体	

2 一部事務組合

(令和3年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
境港管理組合	境港市大正町215 (みなとさかい交流館内)	昭和33. 4. 1
鳥取県町村総合事務組合	鳥取市東町1丁目271 (県町村会内)	昭和37. 7. 1
米子市日吉津村中学校組合	米子市東町161-2 (米子市役所第二庁舎内)	昭和37.10. 1
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市鍛冶町18-2	昭和47.11. 1
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市淀江町西原1129-1 (米子市淀江支所内)	昭和47.11. 1
日野病院組合	日野郡日野町野田332 (日野病院内)	平成8. 7.15
日野町江府町日南町衛生施設組合	日野郡江府町江尾475 (江府町役場内)	昭和42. 1. 1
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	西伯郡南部町法勝寺377-1 (南部町役場内)	昭和55. 4. 1
合 計	8 団 体	

3 広域連合

(令和3年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
鳥取中部ふるさと広域連合	東伯郡北栄町土下112	平成10. 7. 1
南部箕蚊屋広域連合	西伯郡南部町法勝寺377-1 (南部町役場内)	平成11.10. 5
鳥取県後期高齢者医療広域連合	東伯郡湯梨浜町龍島500 (湯梨浜町役場東郷支所内)	平成19.12.20
合 計	3 団 体	

三 受託事務の内容

県内の町村、一部事務組合及び広域連合の次の事務を受託している（地方公務員法第8条第2項）。

- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する審査請求の審査
- ・職員からの苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定
- ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査
- ・働きかけ規制違反行為の監視

四 受託事務の取扱状況

1 措置要求事案の取扱状況

令和2年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

2 審査請求事案の取扱状況

令和2年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

3 苦情申出事案の取扱状況

令和2年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案0件、年度中の処理事案0件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

4 職員団体の登録状況

(1) 職員団体の登録状況

(令和3年3月31日現在)

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の別	登録年月日	法人格の有無
5	湯梨浜町職員労働組合	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
8	三朝町職員労働組合	東伯郡三朝町大瀬999-2 三朝町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
9	北栄町職員労働組合	東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
10	琴浦町職員労働組合	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
11	南部町職員労働組合	西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
15	日南町職員労働組合	日野郡日南町霞800 日南町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
16	若桜町役場職員労働組合	八頭郡若桜町若桜801-5 若桜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
18	大山町職員労働組合	西伯郡大山町御来屋328 大山町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
23	江府町職員労働組合	日野郡江府町江尾1717-1 江府町役場内	単位団体	昭和 41.10.12	無
24	岩美町職員労働組合	岩美郡岩美町浦富675-1 岩美町役場内	単位団体	昭和 41.11.15	無
27	境港管理組合職員労働組合	境港市大正町215 みなとさかい交流館内	単位団体	昭和 45.1.16	無
29	伯耆町職員労働組合	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町役場内	単位団体	昭和 57.2.6	無
30	日野町職員労働組合	日野郡日野町根雨101 日野町役場内	単位団体	昭和 57.10.29	無

31	八頭町職員労働組合	八頭郡八頭町郡家493 八頭町役場内	単位団体	昭和 61. 3. 24	無
34	智頭町職員労働組合	八頭郡智頭町智頭2072- 1	単位団体	昭和 63. 12. 27	無
35	日吉津村職員労働組合	西伯郡日吉津村日吉津872-15 日吉津村役場内	単位団体	平成 2. 10. 26	無
41	八頭町図書館司書職員 労働組合	八頭郡八頭町宮谷256-4	単位団体	平成 22. 1. 19	無
43	琴浦町臨時・パート職員 労働組合	東伯郡琴浦町浦安309	単位団体	平成 26. 2. 27	無

(2) 令和2年度の登録申請取扱件数

区 分		件 数
新規登録		0
変更登録	役員変更	13
	規約変更	2
解散届		0
合 計		15

5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について

職員団体と労働組合の連合団体で公務員の数が過半を占める等一定の要件を満たす団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条により、規約について認証機関の認証を受け、登記することにより法人格を取得することができる。

令和2年度に当該認証を行った例はない。

6 管理職員等の範囲の指定の状況

職員のうち管理職員等とその他の職員は同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

受託団体の管理職員等の範囲については、「公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第31号）」を制定しており、受託団体の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

令和2年度の人事委員会規則の改正は、2件であった。

人事委員会委員・事務局職員名簿

1 人事委員会委員

(令和3年4月1日現在)

職名	氏名	任 期	左のうち委員長任期
委員長	小松 哲也	1期目 平成29.10.21～令和3.10.20	令和1.9.13～令和2.9.12 令和2.9.18～令和3.9.17
委員	上田 博久	1期目 平成26.7.5～平成27.7.22 2期目 平成27.7.23～令和1.7.22 3期目 令和1.7.23～令和5.7.22	平成28.9.9～平成29.9.8 平成29.9.13～平成30.9.12 平成30.9.13～令和1.9.12
委員	中本久美子	1期目 平成30.7.19～令和4.7.18	

2 事務局職員

職 名	氏 名	就 任 年 月 日	
事 務 局 長	川 本 晴 彦	平成31年4月1日	
次長(兼任用課長)	前 田 俊 和	令和3年4月1日	
任 用 課	(課 長)	前 田 俊 和	令和3年4月1日
	主 幹	尾 田 聡 子	平成31年4月1日
	係 長	米 田 康 孝	令和3年4月1日
	主 事	草 刈 真 子	令和2年4月1日
	主 事	比 田 将 太 郎	令和3年4月1日
	会計年度任用職員	松 本 恵 美	令和3年4月1日
給 与 課	課 長	川 口 豊 長	平成31年4月1日
	係 長	足 立 陽 子	平成29年4月1日
	係 長	山 口 玲 夏	令和3年4月1日
	主 事	竹 歳 侑 真	平成31年4月1日
	主 事	竹 茂 美 緒	令和3年4月1日

(参考) 転出職員

職 名	氏 名	転 出 年 月 日	転 出 先
次長兼任用課長	山 添 久	令和3年4月1日	労働委員会事務局 次長兼審査調整課長
任用課 係長	毎 野 卓 実	令和3年4月1日	知事部局 文化政策課 課長補佐
給与課 係長	高 多 孝 典	令和3年4月1日	知事部局 情報政策課 係長
給与課 主事	尾 崎 結 子	令和3年4月1日	知事部局 行財政改革 局人事企画課 係長
任用課 主事	米 澤 諒	令和3年4月1日	知事部局 雇用人材局 鳥取県立鳥取ハローワーク 主事
給与課 主事	米 澤 実 玖	令和3年4月1日	知事部局 税務課 主事